

芹口真結子『近世仏教の教説と教化』

上 野 大 輔

I 本書の概要

著者が一橋大学大学院社会学研究科に提出した博士論文を改稿した本書は、日本近世の東本願寺教団（以下、東派）を主な対象として教学論争の展開と教説の流通を検討し、当該期における宗教の特質の一端を解明しようとしたものである。東本願寺学寮のトップである講師の香月院深励（1749～1817）が顕著な事績を残したことから、東派は格好の分析対象とされる。

序章「近世宗教史研究の成果と課題」（新稿）では、先行研究を簡潔に整理した上で、上記の課題設定がなされる。続く本論は3部7章構成であり、その後に終章、初出一覧、「あとがき」がある。

第一部「教学論争と教学統制」には、第一～三章が配される。第一章「羽州公巖の事件と教学統制」（初出2014年）は出羽国酒田浄福寺住職の公巖の事件を取り上げたもので、さまざまな異安心（とされた教説）と共通する彼の教説は深励らから否定されたが、その背景には三業帰命説をめぐるとの対立があったとされる。

第二章「教学論争と藩権力」（初出2014年）では尾張五僧の事件を取り上げ、尾張藩の要求への東本願寺の対応は、寺法に対する国法の優越が教学統制権にまで及ぶことを決定したとされ、その前提には、寺法への国法の絶対的優越という幕藩領主の宗教統治の原則が仏教教団に貫徹していたことに加え、三業惑乱による本山の危機意識があったとされる。

第三章「教学論争と民衆教化」（新稿）では加賀安心争論を取り上げ、尾張五僧の事件とは異なり、本山（東本願寺）・学寮・触頭寺院が連携して鎮静化を図り、加賀藩も治安維持の観点から対立の拡大を抑止したとされる。

第二部「教化の担い手と取り締まり」は第四・五

章からなる。第四章「教化をめぐる取り締まりの構造と展開」（新稿）では、触頭制度に基づいて法談僧らの教化活動が取り締まられたことや、藩側（加賀藩）が寺院側（領内東派寺院）とせめぎ合って取り締まりを強化していったことが論じられる。

第五章「〈俗人〉の教化と真宗教団」（初出2016年）では、俗人の教化活動が問題となった清次郎一件を分析し、寺院・門徒が旅僧を受け入れる構造が俗人の教化活動を下支えすることにもなったとされる（〈〉の意味は不詳）。

第三部「文字化された教え」は第六・七章からなり、法話を筆記した講録に注目したものである。第六章「近世の講録流通」（初出2014年）では講録を①学寮等での講義録、②法談・法話の筆録、③異安心取調べ関係記録、④問答体講録に分類した上で、①は人脈・書林（本屋）を介して、②・③は人脈を介して、それぞれ流通したとされ、公巖事件を扱う③が、異安心とその問題点を学習する読者を得たことにも言及される。

第七章「問答体講録について」（初出2017年）は上記の④のうち、久留米門徒と深励との問答を記した「示談録」を取り上げたものである。同書は僧侶・門徒に筆写されて流布し、その内容は物語性が強く、僧侶が民衆教化の場で直面しうる論点が網羅されているという。

終章「成果と課題」（新稿）では、まず本論の内容を踏まえて「教化と教説をめぐる近世宗教の特質とは、[中略]信仰が、宗教知の広範な流通・受容によって支えられるあり方である」（278頁）とされる。そして明治初期の教導職制度に触れ、近代に入ると「国家権力が教化における語りを積極的に規制していく」（279頁）とされ、その後の「信教の自由」の限界性も確認される。続いて、①明和期以前の異安心の処理について分析し、近世の教学統制権の通時的な展開を描く、②講録をもとに教化の実態や教説の内容を明らかにする、③民衆側の意識・行動に関する究明を進める、④他宗派の事例を分析するという、今後の課題が整理され、近代との関係について検討することも展望される。

Ⅱ 成果

本書は、近世後期における東派の教化と関わる紛争・統制や講録について、具体的な事例をもとに検討した成果である。特に、異安心事件への東派の対処が分析され、その中で教学統制を担う学寮の動向が明らかにされた点は重要だろう。著者は学寮・講師の権威化や、講師の学統に連なる僧侶の優遇を指摘し、学寮での師弟の利害状況にも規定された教学統制を提示した。

また、触頭制度を基盤とした教化活動の取り締まりや、俗人による教化を排除する困難性も示されている。行政面は触頭寺院が、教説面は学寮の僧侶（講者）が、それぞれ対応するという棲み分けの指摘（122頁）は興味深い。ともに独自の論理・利害を有した教学制度（学寮）と触頭制度の関係の、さらなる究明が望まれる。

教化の在り方を検討する上で重要な史料として、講録が取り上げられたことも意義深い。教化について筆記した講録などを介して教説がさらに流布するという事態が、教学論争や異安心事件にもつながったとされることで、本書の各章を関連づけやすくなっている。

加えて注目されるのは、著者が今日の近世史研究の水準に立脚して対象を分析し、位置づけようとしている点である。すなわち、幕府や藩による統制のみを強調するのではなく、宗教者や地域社会の主体的動向も視野に入れ、幕藩権力・宗教者・地域社会の関係性に留意して宗教をめぐる問題を把握するという、2013年度歴史学研究会大会の近世史部会で提起された視角を、著者も踏まえているようである（ただし、本書では地域社会の分析は手薄である）。著者はまた、近世書物論の知見も踏まえている。

Ⅲ 疑問点など

このように本書の成果を理解した上で、以下では今後の研究の前進のために、おおむね本書の構成に沿って疑問点などを提示しておきたい。

まず序章の課題設定で「教化・教説によって生起する事象に着目することにより、当該期の政治構造や社会構造、幕藩領主から民衆に至るまでの諸階層

の意識・思想の特質をトータルに捉え返すことにつながるのである」（17頁）とされる部分は、やや言い過ぎであろう。また、「これまでの研究では、教学論争の展開や教説の流通のあり方などについて、諸主体の意識や動向を含み込みながらトータルに論じる試みが進められることはなかった」（17頁）とあるが、検討を要する。ここにある「トータル」の意味も、やや分かりにくい。

序章や終章で最近の十数年間の研究動向に言及されている点は新鮮だが、本書の研究との関連が必ずしも明確ではない。序章第二節二であがった最近の諸研究のほか、西村玲『近世仏教論』（法藏館、2018年）、真宗教団史・教学史や異安心史の先行研究との関連について、踏み込んだ説明があるとよかった。取り上げた先行研究についても、説明不足、ないし不正確な記述となっている部分がある。たとえば、序章注（21）では評者の論文を取り上げ、有元正雄説が理論的な枠組みを先行させている点を問題視したものとされるが、必ずしもそうではなく、同説の理論的な枠組み自体や実証面を合わせて批判したものである。

著者はまた、先行研究を参照しつつ「学寮は、明和期以降、教学統制権の実質的な担い手になる」とするが（272頁）、「学寮」というよりも「講者」ではないか。学寮が設立時に御堂衆^{みどうしゅう}の学問所としての性格を有していた段階から、御堂衆と講者の分化などによって、講者・所化^{しよけ}の所属機関となってゆく過程が気になるところである。

次に第二章では、尾張藩との交渉過程で東本願寺が異安心の定義を変更して教学統制権の自律性を自ら否定することで「寺法に対する国法の優越」や「寺法への国法の絶対的優越」が示された事例であることは論証できておらず、東本願寺が不正義の語を使い分けて国法と寺法の両立を図った事例と考えられる。この両立は尾張藩寺社奉行所の要求でもあった。ちなみに、この点について評者は本章の初出時に著者へ伝えており、2015年度日本史研究会大会報告でも言及している（拙稿「近世仏教教団の領域的編成と対幕藩交渉」『日本史研究』642、2016年2月、103頁）。著者は返答を約したが、本書においてそれはなされておらず、結果的に無視した形と

なっている。著者の学問的な応答を求めたい。

第三章は、いわば教えられる側が単なる客体ではなく、教説を捉え返すこともあったことを示唆するものであり、第四章と合わせて三業惑乱以後の信仰をめぐる動向を具体的に検討した成果でもある。ただし、第四章で著者が注目する、法談の届け出を記した【史料七】②の3か条目（163～164頁。「宿寺々毎月式日毎二談僧伺書付被指出候上、寺社所式日二各書附御達ニおよび候条、同日昼後録所江御聞届^{ママ}之有伺書、重而談僧着帳印形札請取ニ可罷出、尤法談為勤仕廻候ハ、其段書附を以可被相達候事」の部分）の解釈（164～165頁。「宿寺（法談僧を受け入れる寺院）が毎月の（触頭の）式日ごとに「談僧伺書付」を提出し、さらに、藩寺社奉行所の式日に各々が書付を提出して、同日昼後、触頭からの受理済みの伺書と、「着帳印形札」を触頭寺院へ受け取りに来るよう指示が出されている。法談のために巡回していて不在の場合は、その旨を触頭へ書付で報告するように取り決められている」）は、誤っているようである。正しくは「宿寺から毎月の式日ごとに法談僧に関する伺いの書付を提出し、寺社所が式日に各書付について通達するので、昼後に録所（触頭寺院）へ、認可された伺いの書付と法談僧の着帳印形札を受け取りに出向くように。もっとも、法談を勤めさせて終えたならば、それについての書付を提出するように」という趣旨だろう。

第五章では「統制の管轄外である〈俗人〉自体を直接統制できない本山側」（203頁）とあるが、清次郎は深励によって異安心とされ、また本山が僧俗の示談を促したり、講中宛に消息を発給したりすることからも、再検討の余地がある。清次郎の正体も気になる。

一方、第六章では講録が分類されるが、必ずしも論理的に整合していないようである。すなわち、①～③は教えが語られる場面に応じた区分だが、④は書式を指すものであり、同列に並べるのはいかがであらうか。①～③と④とが重なることもあろう。示談録は問答体の②ではないか。④は「僧侶と門徒の対話を記載する」（237頁）だけでなく、僧侶同士・門徒同士のものも「変わり種」（238頁）と見なさない形で想定したほうがよからう。併せて、版本や絵

画なども視野に、教説の伝達・受容を検討することが求められる。

第七章では、示談録の記載の一部（表7-3-10、251頁）について船中での祈禱行為と解釈されるが（256・259頁）、髪を切ったものの祈ったわけではなく、ゆえに深励に是認されたとあるのではないか。関連する【史料五】（257頁）では、蔵の隅に神棚を飾ることがただちに批判されるのではなく、「此世ノ大事ガヤマヌ故ニ」飾ることが批判されており、同じく内心が問われていると言えよう。

そして、終章で提起される「近世宗教の特質」は妥当だろうか。口頭や書物での教えの伝達によって僧俗が信仰・思想を形成すること自体は、近世に限らない。近世宗教の特質という課題設定をする場合、独自の身分制との関連で考察がなされる必要があろう。また、今後の課題（特に②）とされていることをこそ、本書で扱ってほしかった。講録などから僧侶・俗人間の教説や信仰をさらに読み取ってゆく必要がある。

その他、本書では史料に基づく堅実な記述がおおむねなされるが（ただし、たとえば113～114頁で「也」がいく度も「之」と誤って翻刻されるなど、検討の余地もある）、事実関係の記述がやや細かすぎる部分もあり、読むのに根気を要する。表4-1（139～144頁）や表4-2（149～155頁）のように史料の原文を長く引用したものもあるが、検討結果を簡潔な表にまとめたほうがよいだろう。また、登場する寺院・僧侶が多いので、表3-1（101頁）のような図表をさらに示したほうが分かりやすい。引用史料中の寺院名・僧侶名その他の用語にも傍注などを丁寧に施す余地がある（たとえば71頁9行目の「東懸所」の読みが「ひがしかけしょ」で、東派名古屋御坊を指すと分かるようにするなど）。

なお、より多くの紙数が確保され索引も付けられるような条件で、論文集をまとめる選択肢もあったように思われる。こうした問題については、本書刊行の約2年前から評者は著者と話していた。

Ⅳ むすびに代えて

本書の序章では、近世宗教史研究において「議論が拡散化していく傾向」（16頁）が指摘され、「個別

分析に留めないかたちで進めるには、まずは近世の宗教を解明する上で重要な要素や軸を打ち立てることが必要となろう」(同頁)とされる。その上で、「近世仏教の〈教え〉をめぐる諸動向に着目する」(17頁)とある。

とはいえ、著者の議論は概して分析的である。終章では、さらに分析を進めることが課題とされる。もちろん事例分析は重要だが、一方で総合的・体系的な整理を進める必要がある。本書で注目される深励という人物の経歴や教学、彼と関わる学派などがどのようなものであったかについても、ある程度まとまった整理がなされるとよかった。

また、本書の終章の課題④と関わるが、真宗と他宗との共通点・差異を検討してゆく必要がある。宗派によっても教説や教化は一様ではない。こうした検討の先に、「近世仏教の教説と教化」の体系的な像が展望されよう。かくして、本書は課題を解決したものというよりも、解決に向けた出発の書と言えよう。著者の今後に期待したい。

(法藏館, 2019年6月刊, 四六判, 289頁, 3500円)